

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |
|-------|--------------------------|
| 7     | 宜野湾市国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

## 公表日

令和8年3月26日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 国民健康保険に関する事務   |
| ②事務の概要  | <p>宜野湾市では、国民健康保険法、地方税法その他の地方税に関する法律に基づき、市内に住所を有する方で、被用者保険など他の医療保険に加入していない方、または生活保護受給中でない方を国民健康保険の被保険者として、医療の給付、保険税の賦課徴収を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被用者保険など他医療保険の加入脱退に伴う資格取得喪失事務</li> <li>②住民票異動に伴う資格取得喪失、変更事務</li> <li>③退職被保険者の資格適正化</li> <li>④資格確認書、高齢受給者証、減額適用・標準負担額減額認定証など医療給付に関する証の交付、回収</li> <li>⑤申請に基づき、療養費、出産育児一時金や葬祭費などの支給事務</li> <li>⑥高額療養費を算定、申請受付、支給事務</li> <li>⑦第三者行為求償事務、不当利得事務、レセプト内容点検等の強化による適正化の推進</li> <li>⑧国民健康保険税の賦課に係る事務</li> <li>⑨納税者からの納付の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務</li> <li>⑩期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納管理を行う総合滞納管理事務</li> <li>⑪オンライン資格確認等における資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</li> </ul> |
| ③システムの名称  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険資格システム</li> <li>2. 国民健康保険税システム</li> <li>3. 国民健康保険給付システム</li> <li>4. 国民健康保険総合システム</li> <li>5. 収納管理システム</li> <li>6. 滞納管理システム</li> <li>7. 庁内連携システム</li> <li>8. 団体内統合宛名システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 国保情報集約システム</li> <li>11. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>   |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 1. 国民健康保険資格情報ファイル 2. 国民健康保険税情報ファイル 3. 国民健康保険給付情報ファイル 4. 収納管理情報ファイル<br>5. 滞納管理情報ファイル 6. 宛名管理情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の24項、44項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、24条</li> <li>・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項</li> </ul>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  |  |
| ①実施の有無  | <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 実施する</p> <p style="text-align: center;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: center;">3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表の事務</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)<br/>項番 2. 3. 6. 13. 27. 38. 42. 48. 49. 56. 65. 69. 83. 87. 115. 125. 131. 137. 141. 158. 161. 164. 165. 166. 173</p> <p>(情報照会の根拠)<br/>項番 48. 69. 70. 71</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)<br/>・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)<br/>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <b>5. 評価実施機関における担当部署</b>  |   |
| ①部署   | 宜野湾市 健康推進部 国民健康保険課  |
| ②所属長の役職名  | 国民健康保険課長  |
| <b>6. 他の評価実施機関</b>  |   |
|   |   |
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>   |   |
| 請求先   | 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号<br>宜野湾市役所 総務部総務課 情報公開担当<br>電話番号 098-893-4411 |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>   |   |
| 連絡先   | 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号<br>宜野湾市役所 健康推進部 国民健康保険課                      |
| <b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |   |
| 適用した理由  |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年3月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年3月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                                    |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない         |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去             |   |
|-----------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[      十分である      ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている         </div> </div>  |
| 8. 人手を介在させる作業               |   |
| [      ] 人手を介在させる作業はない      |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か       | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[      十分である      ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている         </div> </div>  |
| 判断の根拠                       | <p>特定個人情報の取扱いに関して、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・システムの取扱いに関して、指紋による生体認証に加え、事務取扱者ごとに付与されたログインID及びパスワードの入力を要する端末で操作を行う。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> |

| 9. 監査   |   |
|---|---|
| 実施の有無   | <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発  |   |
| 従業者に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span> |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/><br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>   |
| 判断の根拠   | 個人番号利用システム(MICJET)へのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。<br>これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。   |

変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|-----------|
| 平成28年3月1日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取                        | 宜野湾市では、国民健康保険法に基づき、市  | 宜野湾市では、国民健康保険法、地方税法そ   | 事後   |           |
| 平成28年3月1日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取                        | 内に住所を有する方で、被用者保険など他の  | 他の地方税に関する法律に基づき、市内に  | 事後   |           |
| 平成28年3月1日  | I 関連情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取                        | (新規追加)  | (新規追加)   | 事後   |           |
| 平成28年3月1日  | I 関連情報<br>2. 特定個人情報ファイル名                         | (新規追加)  | 5. 収納管理システム<br>4. 収納管理情報ファイル 5. 滞納管理情報   | 事後   |           |
| 平成28年3月1日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用                             | (新規追加)  | ファイル<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を   | 事後   |           |
| 平成28年3月1日  | II しい値判断項目<br>1. 対象人数                            | 平成27年4月1日 時点  | 定める命令第16条、24条  | 事後   |           |
| 平成28年3月1日  | II しい値判断項目<br>2. 取扱者数                            | 平成27年4月1日 時点  | 平成28年3月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成28年4月1日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用                             | (新規追加)  | ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報   |      |           |
| 平成28年4月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークス                         | (新規追加)  | の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項  |      |           |
| 平成28年4月1日  | II しい値判断項目<br>1. 対象人数                            | 平成28年3月1日 時点  | (別表第二における情報提供の根拠)<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び  | 事後   |           |
| 平成28年4月1日  | II しい値判断項目<br>2. 取扱者数                            | 平成28年3月1日 時点  | 平成28年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成28年4月1日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担                         | 国民健康保険課長 普天間 朝彦   | 国民健康保険課長 伊佐 真  |      |           |
| 平成29年5月2日  | I 関連情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取                        | 8. 団体内統合宛名システム<br>9. 中間サーバー   | 8. 国保総合PC<br>9. 団体内統合宛名システム  |      |           |
| 平成29年5月2日  | II しい値判断項目<br>1. 対象人数                            | 平成28年4月1日 時点  | 平成29年4月1日 時点   |      |           |
| 平成29年5月2日  | II しい値判断項目<br>2. 取扱者数                            | 平成28年4月1日 時点  | 平成29年4月1日 時点   |      |           |
| 平成30年4月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークス                         | ・番号法第19条第7号 別表第二の事務   | ・番号法第19条第7号 別表第二の事務  | 事後   |           |
| 平成30年4月1日  | II しい値判断項目<br>1. 対象人数                            | 平成29年4月1日 時点  | 平成30年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成30年4月1日  | II しい値判断項目<br>2. 取扱者数                            | 平成29年4月1日 時点  | 平成30年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成30年5月21日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担                         | 国民健康保険課長 伊佐 真   | 国民健康保険課長   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | II しい値判断項目<br>1. 対象人数                            | 平成30年4月1日 時点  | 平成31年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | II しい値判断項目<br>2. 取扱者数                            | 平成30年4月1日 時点  | 平成31年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークス                         | ・番号法第19条第7号 別表第二の事務   | ・番号法第19条第7号 別表第二の事務  | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | IV リスク対策   | なし  | 新規追加(新様式への変更による記載事項の   | 事後   |           |
| 令和2年6月30日  | II しい値判断項目<br>1. 対象人数                            | 令和2年4月1日 時点   | 令和2年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和2年6月30日  | II しい値判断項目<br>2. 取扱者数                            | 令和2年4月1日 時点   | 令和2年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和2年6月30日  | I 関連情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取                        | 1. 国民健康保険資格システム<br>2. 国民健康保険税システム   | 1. 国民健康保険資格システム<br>2. 国民健康保険税システム  | 事後   |           |
| 令和4年2月28日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取                        | (新規追加)  | ①オンライン資格確認等における資格履歴管   | 事後   |           |
| 令和4年2月28日  | II しい値判断項目<br>1. 対象人数                            | 令和4年1月1日 時点   | 理事務、機関別符号の取得等事務  | 事後   |           |
| 令和4年2月28日  | II しい値判断項目<br>2. 取扱者数                            | 令和4年1月1日 時点   | 令和4年1月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和6年4月18日  | I 関連情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取<br>り扱う事務<br>③システムの名称   | 1. 国民健康保険資格システム<br>2. 国民健康保険税システム<br>3. 国民健康保険給付システム<br>4. 国民健康保険総合システム<br>5. 収納管理システム<br>6. 滞納管理システム<br>7. 庁内連携システム<br>8. 団体内統合宛名システム<br>9. 中間サーバー   | 1. 国民健康保険資格システム<br>2. 国民健康保険税システム<br>3. 国民健康保険給付システム<br>4. 国民健康保険総合システム<br>5. 収納管理システム<br>6. 滞納管理システム<br>7. 庁内連携システム<br>8. 団体内統合宛名システム<br>9. 中間サーバー<br>10. 国保情報集約システム<br>11. 医療保険者等向け中間サーバー等 | 事後   |           |
| 令和6年4月18日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークス<br>テムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号 別表第二の事務<br><br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>項番 1. 2. 3. 4. 5. 17. 22. 26. 27. 30.<br>33. 39. 42. 46. 58. 62. 78. 80. 87. 8<br>8. 93.<br>97. 106. 109. 120<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び<br>情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4<br>条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第<br>20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第<br>31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第<br>44条、第46条、第49条、第53条、第55条の<br>2<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>項番 27. 42. 43. 44. 45<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び<br>情報を定める命令第20条、第25条、第25条<br>の2、第26条<br>(オンライン資格確認の準備業務)<br>・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情<br>報連携のためではなくオンライン資格確認の準<br>備として機関別符号を取得する等)<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び<br>第2項 |  |      |           |
| 令和6年4月18日  | II しい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                | 令和4年1月1日 時点   | 令和6年1月1日 時点  | 事後   |           |

